

箕面市児童生徒用タブレット端末の
動産総合保険契約仕様書

令和5年5月1日

箕面市教育委員会事務局

子ども未来創造局学校教育室

1. 仕様

(1) 概要

件名 : 箕面市児童生徒用タブレット端末の動産総合保険契約
保険契約者 : 箕面市長 上島 一彦
被保険者 : 箕面市長 上島 一彦
保険期間 : 令和5年6月1日午後4時から令和6年6月1日まで午後4時まで
端末台数 : 12,684台(令和5年4月1日時点のため変動あり)
対象機器 : 箕面市立小中学校において児童生徒に貸与するために保有するタブレット端末一式
日本HP社製 HPx2 210 G2 4,018台(令和5年4月1日時点)
Dynabook社製 K50 8,666台(令和4年4月1日時点)

(2) 業務内容

保険種類 : 動産総合保険
保険金額 : 1台あたり5万円(免責金額0円)
払込方法 : 一括払
補償内容 : 火災・落雷・破裂・爆発、風災・雹災・雪災、破損、機械故障(電氣的・機械的事故)
適用約款 : 動産総合保険普通保険約款、代位求償権不行使特約条項、臨時費用全部不担保特約条項、新価特約、テロ危険等不担保特約条項、サイバー攻撃等不担保特約条項、修理付帯費用保険金に関する追加特約条項(3万円)※1、法人用特定動産年間包括契約特約条項(通知精算不要方式)※2

(※1)タブレット端末の修理に付随して発生する原因調査費用や配送料、端末全損時の廃棄費用、修理が不要だった場合に発生した配送料や原因調査費用等を付帯費用として上記動産総合保険金額とは別枠で、1台当り3万円(免責金額0円)を付帯すること。

(※2)保険期間中にタブレット端末の追加や削除があった場合も自動的に補償の対象となり、端末台数の増減にかかわらず、保険期間中および保険期間末の変更手続きや保険料の追徴返戻は発生しないものとする。

(3) 要件

- ・事故受付票は箕面市が指定する学校OAサポート受付票を準用すること。
- ・タブレット端末の損傷箇所を確認する写真は学校OAサポートが管理する写真を準用すること。
- ・保険金請求手続きについては、箕面市の請求に係る事務手続きの効率化のため、事故発生の都度行うのではなく月一回等のまとめた事故報告を了承すること。
- ・箕面市は修理業者へのタブレット端末の修理指示および保険会社への保険金請求有無の回答を行うが、その他保険金請求に関する手続きは学校OAサポート、修理業者と連携し対応すること。
- ・箕面市との連絡手段については、電話、郵送のほか、E-mailが選択できること。

2. その他

- (1) 落札者は、原則として自ら直接本契約に係る義務を履行するものとする。ただし、落札者が行う事務については、自己の責任において事務手続きを履行する指定代理店を置くことができるものとする。
- (2) 落札者は上記(1)で代理店を指定する場合はその旨書面で届出を行うこと。
- (3) 本仕様書に定めるもの以外の担保、補償及びサービスの範囲を縮小する等の特約を付帯することはできない。
- (4) 落札者は、箕面市からの支払いを確認した後、直ちに保険証券・約款等を発行し、本契約を履行する。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

以上